

平成 30 年 2 月 26 日

お客様各位

### 手数料改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

弊社は平成 15 年 10 月に確認検査業務を開始して以来、お客様へのサービスを第一に考えた経営に努めて参りました。しかしながら今後も今までと同様のサービスを提供させていただくため、誠に不本意ではありますが確認検査手数料等を改定させていただくこととなりました。

これからも可能な限りみなさまのご要望にお応えして参りたいと考えておりますので、何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

### 【新料金適用日】平成 30 年 4 月 1 日より

尚、平成 30 年 3 月 31 日までに弊社にて建築確認を引き受けた物件につきましては、建築確認以降の計画変更並びに中間検査及び完了検査の申請手数料は旧料金を適用いたします。

敬具

有限会社広島県東部建築確認センター  
福山市南手城町一丁目 12 番 6 号  
連絡先 084-973-8178

# 確認検査手数料改定のお知らせ(平成30年4月1日～)

※平成30年3月31日までに弊社にて確認申請を引き受けた物件における計画変更並びに中間検査及び完了検査申請手数料は旧料金を適用いたします。

## 建築確認申請手数料

(単位:円)

床面積の合計	消防同意要否	型式 (い)	特例有 (ろ)	特例無 (は)	構造計算付 (に)
100㎡未満	消防同意不要	16,000	18,000	26,000	44,000
	消防同意必要	18,000	20,000	28,000	46,000
100㎡以上200㎡未満	消防同意不要	22,000	24,000	32,000	54,000
	消防同意必要	24,000	26,000	34,000	56,000
200㎡以上300㎡未満	消防同意不要	26,000	30,000	40,000	64,000
	消防同意必要	28,000	32,000	42,000	66,000
300㎡以上500㎡以下	消防同意不要	30,000	34,000	50,000	74,000
	消防同意必要	32,000	36,000	52,000	76,000
建築設備(昇降機)		22,000			

※(い)は、法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合するもの

※(ろ)は、法第6条第1項第四号に該当するもので法第6条の4に規定する審査特例を受けるもの(令第137条の2に該当するものを除く)

※(は)は、前記(い)及び(ろ)に該当するもの以外で構造計算書の添付の必要のないもの

※(に)は、構造計算書の添付の必要なもの

※同一棟の増築の場合は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算した面積で算定する

※天空率の審査を要する場合は、8,000円を加算する

## 計画変更確認申請手数料

(単位:円)

床面積の合計		消防同意必要	消防同意不要
50㎡未満	※当該計画変更前の確認済証の交付を広島県東部建築確認センターから受けている場合は、変更する建築物の延べ床面積の二分の一とする。ただし、床面積が増加する場合は、前記の床面積に当該増加部分の床面積を加算した床面積とする。	14,000	12,000
50㎡以上100㎡未満		18,000	16,000
100㎡以上150㎡未満		24,000	22,000
150㎡以上250㎡未満		32,000	30,000
250㎡以上500㎡以下		42,000	40,000
建築設備(昇降機)		12,000	

## 中間検査申請手数料

(単位:円)

床面積の合計	型式 (い)	特例有 (ろ)	特例無 (は)	構造計算付 (に)
100㎡未満	18,000	20,000	24,000	26,000
100㎡以上200㎡未満	22,000	24,000	30,000	32,000
200㎡以上300㎡未満	26,000	28,000	40,000	42,000
300㎡以上500㎡以下	30,000	32,000	50,000	52,000

※(い)は、法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合するもの

※(ろ)は、法第6条第1項第四号に該当するもので法第7条の5に規定する検査特例を受けるもの

※(は)は、前記(い)及び(ろ)に該当するもの以外で確認申請時に構造計算書の添付の必要のないもの

※(に)は、確認申請時に構造計算書の添付の必要なもの

## 完了検査申請手数料

(単位:円)

床面積の合計	型式 (い)	特例有 (中間有) (ろ)	特例有 (中間無) (は)	特例無 (に)
100㎡未満	18,000	20,000	22,000	24,000
100㎡以上200㎡未満	26,000	26,000	30,000	34,000
200㎡以上300㎡未満	34,000	38,000	40,000	42,000
300㎡以上500㎡以下	40,000	42,000	44,000	52,000
建築設備(昇降機)		22,000		

※(い)は、法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合するもので中間検査合格証の交付を受けたもの

※(ろ)は、法第6条第1項第四号に該当するもので中間検査合格証の交付を受けたもの

※(は)は、法第7条の5に規定する検査特例を受けるもので中間検査を受ける必要のないもの(令第137条の2に該当するものを除く)

※(に)は、前記(い)、(ろ)及び(は)に該当するもの以外のもの

※同一棟の増築の場合は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算した面積で算定する